

上場有価証券等書面 契約締結前交付書面

重 要

この書面には、金融商品のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されており、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものですので、大切に保存してください。

大和証券

Daiwa Securities

目次

上場有価証券等書面	3
個人向け国債の契約締結前交付書面	15
円貨建て債券の契約締結前交付書面	17
外貨建て債券の契約締結前交付書面	20
金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明	23
無登録格付に関する説明書	25
当社の概要・連絡先	27

上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下、「上場有価証券等」といいます）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「手数料について」に記載の売買手数料をいただきます。ただし、お客様と当社との間で別途合意した場合には、別紙「手数料について」に記載の売買手数料は適用いたしません。この場合の売買手数料は、その時々々の市場状況、個々の上場有価証券等の売買等の内容に応じて、お客様と当社との間で決定しますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- ・ 上場有価証券等を募集等により購入する場合は、当該上場有価証券等の購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買や上場有価証券等の売買等の媒介等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価をお支払いいただきます。また、当社との合意に基づく売買手数料（※2）を別途お支払いいただくことがあります。
- ・ 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※3）。
- ・ 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下、「裏付け資産」（※4）といいます）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることに伴って損失が生じるおそれがあります。

- ・新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。
- ・外国証券については、我が国の金融商品取引所に上場されている場合や我が国で公募・売出しが行われた場合等を除き、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・取引所金融商品市場又は外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・上場有価証券等の売出し
- ・上記のほか、売買等の媒介、取次ぎ又は代理

レバレッジ型、インバース型ETF及びETNのお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型のETF及びETN^(※5)のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- ・レバレッジ型、インバース型のETF及びETNの価額の上昇率・下落率は、2営業日以上の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。
- ・上記の理由から、レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。
- ・レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認いただく、又は窓口にてお尋ねください。

- ※1 「有価証券」には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。
「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。
「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。
- ※2 当社との合意に基づく売買手数料の額は、個別取引契約に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- ※3 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- ※4 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- ※5 「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し1日に一度価額が算出される上場投資信託（以下「ETF」といいます。）及び指数連動証券（以下、「ETN」といいます。）が含まれ、ETF及びETNの中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が+（プラス）1を超えるものを「レバレッジ型」といい、-（マイナス）のもの（マイナス1倍以内のものを含みます）を「インバース型」といいます。

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>）でご覧いただけます。

手数料について

(本書面上に記載されている手数料は、消費税等相当額を含めた総額表示となっております。)

1. 「ダイワ・コンサルティング」コースを選択されているお客様について

① 国内金融商品取引所上場有価証券（債券を除く）

国内金融商品取引所上場有価証券（債券を除く）（以下、「内国株券等」といいます）の売買等を行うにあたって、以下の＜表1＞に基づき算出した委託手数料をいただきます。

＜表1＞

約定代金 ^(※1)	店舗（支店担当者）経由 最低手数料 2,750円	インターネット経由 ^(※2) 最低手数料 2,090円
100万円以下	約定代金の1.26500%	約定代金の0.94820%
100万円超 500万円以下	約定代金の0.96800% + 2,970円	約定代金の0.72600% + 2,222円
500万円超 1,000万円以下	約定代金の0.71500% + 15,620円	約定代金の0.53570% + 11,737円
1,000万円超 3,000万円以下	約定代金の0.57750% + 29,370円	約定代金の0.43230% + 22,077円
3,000万円超 5,000万円以下	約定代金の0.33000% + 103,620円	約定代金の0.24750% + 77,517円
5,000万円超 1億円以下	268,620円	201,267円
1億円超 5億円以下	298,320円	230,967円
5億円超 10億円以下	331,320円	263,967円
その後5億円ごとに	+33,000円	+33,000円

※1 約定代金（一口注文）については同一銘柄につき同一日に成立したものであって、同一種類の注文によるものを一口としてお取扱いいたします。

※2 個人のお客様の場合、インターネット経由の手数料が適用されるには、「ダイワの証券総合サービス」へのご加入が条件となります。

○ 株式累積投資

株式累積投資の売買等を行うにあたって、以下の計算式に基づき算出した委託手数料をいただきます。

・買付の場合

$$\text{手数料} = 1 \text{ 売買単位手数料}^{(\ast 1)} \times \frac{\text{入金額}}{1 \text{ 売買単位受渡代金}^{(\ast 2)}}$$

・売却の場合

$$\text{手数料} = 1 \text{ 売買単位手数料}^{(\ast 1)} \times \frac{\text{売却代金}}{1 \text{ 売買単位約定代金}}$$

※1 1売買単位手数料は、以下の＜表2＞に基づき算出した手数料です。

※2 受渡代金とは、約定代金の他に1売買単位に係る手数料を加えた代金です。

＜表2＞

約定代金		店舗（支店担当者）経由 インターネット経由（売却のみ）
100万円以下		約定代金の1.26500%
100万円超	500万円以下	約定代金の0.99000%+ 2,750円
500万円超	1,000万円以下	約定代金の0.77000%+ 13,750円
1,000万円超	3,000万円以下	約定代金の0.63250%+ 27,500円
3,000万円超	5,000万円以下	約定代金の0.41250%+ 93,500円
5,000万円超	1億円以下	約定代金の0.24750%+ 176,000円
1億円超	3億円以下	約定代金の0.22000%+ 203,500円
3億円超	5億円以下	約定代金の0.13750%+ 451,000円
5億円超	10億円以下	約定代金の0.11000%+ 588,500円
10億円超		約定代金の0.08250%+ 863,500円

○ 単元未満株式

単元未満株式の売買等を行うにあたって、以下の計算式に基づき算出した売買手数料をいただきます。

$$\text{手数料} = 1 \text{ 売買単位手数料}^{(*)} \times \frac{\text{単元未満株数}}{1 \text{ 売買単位株数}}$$

※ 1売買単位手数料は、＜表1＞に基づき算出した1売買単位に係る内国株券等を店舗（支店担当者）経由でお取引いただいた際の手数料です。

② 国内金融商品取引所上場新株予約権付社債券（転換社債型を含む）

国内金融商品取引所上場新株予約権付社債券（転換社債型を含む）の売買等を行うにあたって、以下の＜表3＞に基づき算出した売買手数料をいただきます。

＜表3＞

約定代金		店舗（支店担当者）経由
100万円以下		約定代金の1.1000%
100万円超	500万円以下	約定代金の0.9900%+ 1,100円
500万円超	1,000万円以下	約定代金の0.7700%+ 12,100円
1,000万円超	3,000万円以下	約定代金の0.6050%+ 28,600円
3,000万円超	5,000万円以下	約定代金の0.4400%+ 78,100円
5,000万円超	1億円以下	約定代金の0.2750%+ 160,600円
1億円超	10億円以下	約定代金の0.2200%+ 215,600円
10億円超		約定代金の0.1650%+ 765,600円

③ 外国金融商品取引所上場株券等（外国金融商品取引所の売買立会による市場への委託注文の取次時）

外国金融商品取引所上場株券等の売買等を行うにあたって、以下の＜表4-1＞～＜表4-3＞に基づき算出した国内取次手数料をいただきます。なお、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金（※1）が別途発生します。

＜表4-1＞ 【米国の金融商品取引所上場株券】

約定代金		店舗（支店担当者）経由	インターネット経由（※2）
100万円以下		約定代金の0.99000%	約定代金の0.89100%
100万円超	300万円以下	約定代金の0.88000% + 1,100円	約定代金の0.79200% + 990円
300万円超	500万円以下	約定代金の0.71500% + 6,050円	約定代金の0.64350% + 5,445円
500万円超	1,000万円以下	約定代金の0.66000% + 8,800円	約定代金の0.59400% + 7,920円
1,000万円超	3,000万円以下	約定代金の0.55000% + 19,800円	約定代金の0.49500% + 17,820円
3,000万円超	5,000万円以下	約定代金の0.44000% + 52,800円	約定代金の0.39600% + 47,520円
5,000万円超	1億円以下	約定代金の0.38500% + 80,300円	約定代金の0.34650% + 72,270円
1億円超		約定代金の0.33000% + 135,300円	約定代金の0.29700% + 121,770円

＜表4-2＞ 【香港証券取引所上場株券】

約定代金		店舗（支店担当者）経由	インターネット経由（※2）
100万円以下		約定代金の0.99000%	約定代金の0.74250%
100万円超	300万円以下	約定代金の0.88000% + 1,100円	約定代金の0.66000% + 825円
300万円超	500万円以下	約定代金の0.71500% + 6,050円	約定代金の0.53570% + 4,554円
500万円超	1,000万円以下	約定代金の0.66000% + 8,800円	約定代金の0.49500% + 6,589円
1,000万円超	3,000万円以下	約定代金の0.55000% + 19,800円	約定代金の0.41250% + 14,839円
3,000万円超	5,000万円以下	約定代金の0.44000% + 52,800円	約定代金の0.33000% + 39,589円
5,000万円超	1億円以下	約定代金の0.38500% + 80,300円	約定代金の0.28820% + 60,489円
1億円超		約定代金の0.33000% + 135,300円	約定代金の0.24750% + 101,189円

＜表4-3＞ 【その他の外国金融商品取引所上場株券】

約定代金		店舗（支店担当者）経由
100万円以下		約定代金の0.99000%
100万円超	300万円以下	約定代金の0.88000% + 1,100円
300万円超	500万円以下	約定代金の0.71500% + 6,050円
500万円超	1,000万円以下	約定代金の0.66000% + 8,800円
1,000万円超	3,000万円以下	約定代金の0.55000% + 19,800円
3,000万円超	5,000万円以下	約定代金の0.44000% + 52,800円
5,000万円超	1億円以下	約定代金の0.38500% + 80,300円
1億円超		約定代金の0.33000% + 135,300円

- ※1 その額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- ※2 個人のお客様の場合、インターネット経由の手数料が適用されるには、「ダイワの証券総合サービス」へのご加入が条件となります。

2. 「ダイワ・ダイレクト」コースを選択されているお客様について

① 国内金融商品取引所上場有価証券（債券を除く）

国内金融商品取引所上場有価証券（債券を除く）（以下、「内国株券等」といいます）の売買等を行うにあたって、以下の委託手数料をいただきます。

インターネット経由^(※1)でのお取引をご利用の場合、月ごとに「約定ごと手数料」と「ダイワの1日定額手数料（愛称：ハッスルレート）」のいずれかをご選択いただけます^(※2)。

（A）約定ごと手数料

注文ごとの約定代金（約定日ごと）^(※3) に対して以下の＜表5＞に基づき算出します。

＜表5＞

約定代金	コンタクトセンター経由 最低手数料 1,925円	インターネット経由 最低手数料 1,100円
100万円以下	約定代金の0.88550%	約定代金の0.37950%
100万円超 500万円以下	約定代金の0.67760% + 2,079円	約定代金の0.29040% + 891円
500万円超 1,000万円以下	約定代金の0.50050% + 10,934円	約定代金の0.21450% + 4,686円
1,000万円超 3,000万円以下	約定代金の0.40370% + 20,614円	約定代金の0.17270% + 8,866円
3,000万円超 5,000万円以下	約定代金の0.23100% + 72,424円	約定代金の0.09900% + 30,976円
5,000万円超 1億円以下	187,924円	80,476円
1億円超 5億円以下	217,624円	110,176円
5億円超 10億円以下	250,624円	143,176円
その後5億円ごとに	+33,000円	+33,000円

（B）ダイワの1日定額手数料（愛称：ハッスルレート）

1日の約定代金合計が300万円^(※4) までなら、取引回数に関係なく委託手数料が3,300円となります。以降、300万円を超えるごとに3,300円が加算されます。

同一約定日に同一銘柄の買いと売り（若しくは、買建と売埋、売建と買埋）があった場合、その約定代金の小さい方を「ダイワの1日定額手数料（愛称：ハッスルレート）」の計算から控除します。

一般信用取引で新規建取引が約定し、6カ月を超えて返済した建株について、その返済時の約定代金を「ダイワの1日定額手数料（愛称：ハッスルレート）」の計算から控除します。

- ※1 コンタクトセンターにおいて、自動音声応答（IVR）をご利用の場合は、インターネット経由の手数料が適用されます。
- ※2 手数料方式を選択されていないお客様は「約定ごと手数料」となります。

- ※3 同一の注文に対して、同一日に複数の約定単価で約定が成立した場合は、約定代金を合算して手数料計算を行います。
- ※4 1日の約定代金合計は現物取引と信用取引サービスの約定分を合算して計算します。米国株式、香港株式は対象ではありません。

○ 株式累積投資

株式累積投資の売買等を行うにあたって、以下の計算式に基づき算出した委託手数料をいただきます。

・買付の場合

$$\text{手数料} = 1 \text{ 売買単位手数料}^{(\ast 1)} \times \frac{\text{入金額}}{1 \text{ 売買単位受渡代金}^{(\ast 2)}}$$

・売却の場合

$$\text{手数料} = 1 \text{ 売買単位手数料}^{(\ast 1)} \times \frac{\text{売却代金}}{1 \text{ 売買単位約定代金}}$$

- ※1 1売買単位手数料は、以下の＜表6＞に基づき算出した手数料です。
- ※2 受渡代金とは、約定代金の他に1売買単位に係る手数料を加えた代金です。

＜表6＞

約定代金		コンタクトセンター経由 インターネット経由（売却のみ）
100万円以下		約定代金の1.26500%
100万円超	500万円以下	約定代金の0.99000%+ 2,750円
500万円超	1,000万円以下	約定代金の0.77000%+ 13,750円
1,000万円超	3,000万円以下	約定代金の0.63250%+ 27,500円
3,000万円超	5,000万円以下	約定代金の0.41250%+ 93,500円
5,000万円超	1億円以下	約定代金の0.24750%+ 176,000円
1億円超	3億円以下	約定代金の0.22000%+ 203,500円
3億円超	5億円以下	約定代金の0.13750%+ 451,000円
5億円超	10億円以下	約定代金の0.11000%+ 588,500円
10億円超		約定代金の0.08250%+ 863,500円

○ 単元未満株式

単元未満株式の売買等を行うにあたって、以下の計算式に基づき算出した売買手数料をいただきます。

$$\text{手数料} = 1 \text{ 売買単位手数料}^{(\ast)} \times \frac{\text{単元未満株数}}{1 \text{ 売買単位株数}}$$

- ※ 1売買単位手数料は、＜表5＞に基づき算出した1売買単位に係る内国株券等をコンタクトセンター経由でお取引いただいた際の手数料です。

② 国内金融商品取引所上場新株予約権付社債券（転換社債型を含む）

国内金融商品取引所上場新株予約権付社債券（転換社債型を含む）の売買等を行うにあたって、以下の＜表7＞に基づき算出した売買手数料をいただきます。

＜表7＞

約定代金		コンタクトセンター経由
100万円以下		約定代金の1.1000%
100万円超	500万円以下	約定代金の0.9900%+ 1,100円
500万円超	1,000万円以下	約定代金の0.7700%+ 12,100円
1,000万円超	3,000万円以下	約定代金の0.6050%+ 28,600円
3,000万円超	5,000万円以下	約定代金の0.4400%+ 78,100円
5,000万円超	1億円以下	約定代金の0.2750%+ 160,600円
1億円超	10億円以下	約定代金の0.2200%+ 215,600円
10億円超		約定代金の0.1650%+ 765,600円

③ 外国金融商品取引所上場株券等（外国金融商品取引所の売買立会による市場への委託注文の取次時）

外国金融商品取引所上場株券等の売買等を行うにあたって、以下の＜表8-1＞～＜表8-3＞に基づき算出した国内取次手数料をいただきます。なお、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金^(※)が別途発生します。

＜表8-1＞【米国の金融商品取引所上場株券】

約定代金		コンタクトセンター経由	インターネット経由
100万円以下		約定代金の0.99000%	約定代金の0.89100%
100万円超	300万円以下	約定代金の0.88000%+ 1,100円	約定代金の0.79200%+ 990円
300万円超	500万円以下	約定代金の0.71500%+ 6,050円	約定代金の0.64350%+ 5,445円
500万円超	1,000万円以下	約定代金の0.66000%+ 8,800円	約定代金の0.59400%+ 7,920円
1,000万円超	3,000万円以下	約定代金の0.55000%+ 19,800円	約定代金の0.49500%+ 17,820円
3,000万円超	5,000万円以下	約定代金の0.44000%+ 52,800円	約定代金の0.39600%+ 47,520円
5,000万円超	1億円以下	約定代金の0.38500%+ 80,300円	約定代金の0.34650%+ 72,270円
1億円超		約定代金の0.33000%+ 135,300円	約定代金の0.29700%+ 121,770円

<表8-2> 【香港証券取引所上場株券】

約定代金		コンタクトセンター経由	インターネット経由
100万円以下		約定代金の0.69300%	約定代金の0.29700%
100万円超	300万円以下	約定代金の0.61600% + 770円	約定代金の0.26400% + 330円
300万円超	500万円以下	約定代金の0.50050% + 4,235円	約定代金の0.21450% + 1,815円
500万円超	1,000万円以下	約定代金の0.46200% + 6,160円	約定代金の0.19800% + 2,640円
1,000万円超	3,000万円以下	約定代金の0.38500% + 13,860円	約定代金の0.16500% + 5,940円
3,000万円超	5,000万円以下	約定代金の0.30800% + 36,960円	約定代金の0.13200% + 15,840円
5,000万円超	1億円以下	約定代金の0.26950% + 56,210円	約定代金の0.11550% + 24,090円
1億円超		約定代金の0.23100% + 94,710円	約定代金の0.09900% + 40,590円

<表8-3> 【その他の外国金融商品取引所上場株券】

約定代金		コンタクトセンター経由
100万円以下		約定代金の0.99000%
100万円超	300万円以下	約定代金の0.88000% + 1,100円
300万円超	500万円以下	約定代金の0.71500% + 6,050円
500万円超	1,000万円以下	約定代金の0.66000% + 8,800円
1,000万円超	3,000万円以下	約定代金の0.55000% + 19,800円
3,000万円超	5,000万円以下	約定代金の0.44000% + 52,800円
5,000万円超	1億円以下	約定代金の0.38500% + 80,300円
1億円超		約定代金の0.33000% + 135,300円

※ その額は、その時々市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

3. 登録金融機関の金融商品仲介業務を通じて口座開設されたお客様について

① 国内金融商品取引所上場有価証券（債券を除く）

国内金融商品取引所上場有価証券（債券を除く）（以下、「内国株券等」といいます）の売買等を行うにあたって、以下の<表9>に基づき算出した委託手数料をいただきます。

<表9>

約定代金 ^(※1)	コールセンター経由 お取扱窓口（登録金融機関）経由 最低手数料 2,750円	インターネット経由 ^(※2) 最低手数料 2,090円
100万円以下	約定代金の1.26500%	約定代金の0.94820%
100万円超 500万円以下	約定代金の0.96800% + 2,970円	約定代金の0.72600% + 2,222円
500万円超 1,000万円以下	約定代金の0.71500% + 15,620円	約定代金の0.53570% + 11,737円
1,000万円超 3,000万円以下	約定代金の0.57750% + 29,370円	約定代金の0.43230% + 22,077円
3,000万円超 5,000万円以下	約定代金の0.33000% + 103,620円	約定代金の0.24750% + 77,517円
5,000万円超 1億円以下	268,620円	201,267円
1億円超 5億円以下	298,320円	230,967円
5億円超 10億円以下	331,320円	263,967円
その後5億円ごとに	+33,000円	+33,000円

※1 約定代金（一口注文）については同一銘柄につき同一日に成立したものであって、同一種類の注文によるものを一口としてお取扱いたします。

※2 個人のお客様の場合、インターネット経由の手数料が適用されるには、「ダイワの証券総合サービス」へのご加入が条件となります。

○ 株式累積投資

株式累積投資の売買等を行うにあたって、以下の計算式に基づき算出した委託手数料をいただきます。

・買付の場合

$$\text{手数料} = 1\text{売買単位手数料}^{(\ast 1)} \times \frac{\text{入金額}}{1\text{売買単位受渡代金}^{(\ast 2)}}$$

・売却の場合

$$\text{手数料} = 1\text{売買単位手数料}^{(\ast 1)} \times \frac{\text{売却代金}}{1\text{売買単位約定代金}}$$

※1 1売買単位手数料は、以下の<表10>に基づき算出した手数料です。

※2 受渡代金とは、約定代金の他に1売買単位に係る手数料を加えた代金です。

<表10>

約定代金	コールセンター経由 お取扱窓口（登録金融機関）経由 インターネット経由（売却のみ）
100万円以下	約定代金の1.26500%
100万円超 500万円以下	約定代金の0.99000% + 2,750円
500万円超 1,000万円以下	約定代金の0.77000% + 13,750円
1,000万円超 3,000万円以下	約定代金の0.63250% + 27,500円
3,000万円超 5,000万円以下	約定代金の0.41250% + 93,500円
5,000万円超 1億円以下	約定代金の0.24750% + 176,000円
1億円超 3億円以下	約定代金の0.22000% + 203,500円
3億円超 5億円以下	約定代金の0.13750% + 451,000円
5億円超 10億円以下	約定代金の0.11000% + 588,500円
10億円超	約定代金の0.08250% + 863,500円

○ 単元未満株式

単元未満株式の売買等を行うにあたって、以下の計算式に基づき算出した売買手数料をいただきます。

$$\text{手数料} = 1 \text{ 売買単位手数料}^{(*)} \times \frac{\text{単元未満株数}}{1 \text{ 売買単位株数}}$$

※ 1 売買単位手数料は、＜表9＞に基づき算出した1 売買単位に係る内国株券等をコールセンター経由またはお取扱窓口（登録金融機関）経由でお取引いただいた際の手数料です。

② 国内金融商品取引所上場新株予約権付社債券（転換社債型を含む）

国内金融商品取引所上場新株予約権付社債券（転換社債型を含む）の売買等を行うにあたって、以下の＜表11＞に基づき算出した売買手数料をいただきます。

＜表11＞

約定代金		コールセンター経由 お取扱窓口（登録金融機関）経由
100万円以下		約定代金の1.1000%
100万円超	500万円以下	約定代金の0.9900% + 1,100円
500万円超	1,000万円以下	約定代金の0.7700% + 12,100円
1,000万円超	3,000万円以下	約定代金の0.6050% + 28,600円
3,000万円超	5,000万円以下	約定代金の0.4400% + 78,100円
5,000万円超	1億円以下	約定代金の0.2750% + 160,600円
1億円超	10億円以下	約定代金の0.2200% + 215,600円
10億円超		約定代金の0.1650% + 765,600円

③ 外国金融商品取引所上場株券等（外国金融商品取引所の売買立会による市場への委託注文の取次時）

外国金融商品取引所上場株券等の売買等を行うにあたって、以下の＜表12-1＞～＜表12-3＞に基づき算出した国内取次手数料をいただきます。なお、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金（※1）が別途発生します。

＜表12-1＞【米国の金融商品取引所上場株券】

約定代金		コールセンター経由 お取扱窓口（登録金融機関）経由	インターネット経由（※2）
100万円以下		約定代金の0.99000%	約定代金の0.89100%
100万円超	300万円以下	約定代金の0.88000% + 1,100円	約定代金の0.79200% + 990円
300万円超	500万円以下	約定代金の0.71500% + 6,050円	約定代金の0.64350% + 5,445円
500万円超	1,000万円以下	約定代金の0.66000% + 8,800円	約定代金の0.59400% + 7,920円
1,000万円超	3,000万円以下	約定代金の0.55000% + 19,800円	約定代金の0.49500% + 17,820円
3,000万円超	5,000万円以下	約定代金の0.44000% + 52,800円	約定代金の0.39600% + 47,520円
5,000万円超	1億円以下	約定代金の0.38500% + 80,300円	約定代金の0.34650% + 72,270円
1億円超		約定代金の0.33000% + 135,300円	約定代金の0.29700% + 121,770円

＜表12-2＞【香港証券取引所上場株券】

約定代金		コールセンター経由 お取扱窓口（登録金融機関）経由	インターネット経由（※2）
100万円以下		約定代金の0.99000%	約定代金の0.74250%
100万円超	300万円以下	約定代金の0.88000% + 1,100円	約定代金の0.66000% + 825円
300万円超	500万円以下	約定代金の0.71500% + 6,050円	約定代金の0.53570% + 4,554円
500万円超	1,000万円以下	約定代金の0.66000% + 8,800円	約定代金の0.49500% + 6,589円
1,000万円超	3,000万円以下	約定代金の0.55000% + 19,800円	約定代金の0.41250% + 14,839円
3,000万円超	5,000万円以下	約定代金の0.44000% + 52,800円	約定代金の0.33000% + 39,589円
5,000万円超	1億円以下	約定代金の0.38500% + 80,300円	約定代金の0.28820% + 60,489円
1億円超		約定代金の0.33000% + 135,300円	約定代金の0.24750% + 101,189円

＜表12-3＞【その他の外国金融商品取引所上場株券】

約定代金		コールセンター経由 お取扱窓口（登録金融機関）経由
100万円以下		約定代金の0.99000%
100万円超	300万円以下	約定代金の0.88000% + 1,100円
300万円超	500万円以下	約定代金の0.71500% + 6,050円
500万円超	1,000万円以下	約定代金の0.66000% + 8,800円
1,000万円超	3,000万円以下	約定代金の0.55000% + 19,800円
3,000万円超	5,000万円以下	約定代金の0.44000% + 52,800円
5,000万円超	1億円以下	約定代金の0.38500% + 80,300円
1億円超		約定代金の0.33000% + 135,300円

※1 その額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※2 個人のお客様の場合、インターネット経由の手数料が適用されるには、「ダイワの証券総合サービス」へのご加入が条件となります。

個人向け国債の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、個人向け国債のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○ 個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。

手数料など諸費用について

- ・個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・個人向け国債を中途換金する際、原則として※下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることになります。
 - 変動10年：直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
 - 固定5年：2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
 - 固定3年：2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685

個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・個人向け国債のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6（書面による金融商品取引契約の解除条項）の規定の適用はありません。

無登録格付に関する説明書について

- ・当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

※ 発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。
詳しくは、お取扱窓口までお問い合わせください。

個人向け国債に係る金融商品取引契約の概要

当社における個人向け国債のお取引については、以下によります。

- ・個人向け国債の募集の取扱い
- ・個人向け国債の中途換金のための手続き

個人向け国債に関する租税の概要

お客様に対する個人向け国債の課税は、原則として以下によります。

- ・ 個人向け国債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- ・ 個人向け国債の利子及び個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 個人向け国債は、発行から1年間、原則として中途換金できません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から1年以内であっても中途換金が可能です。
- ・ 個人向け国債は、原則として、個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められておりません。
- ・ 個人向け国債は、その償還日又は利子支払日の3営業日前から前営業日までの3日間を受渡日とするお取引は原則できません。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において個人向け国債のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意いただいた日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、応募又は中途換金の別・数量等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、個人向け国債及び物価連動国債を除く円貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 円貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 円貨建て債券は、金利水準の変化や発行者又は円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・ 円貨建て債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。

金利、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- ・ 円貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。利子の適用利率が固定利率の場合、金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがあります。利子の適用利率が変動利率の場合には、利子が増減するという特性から、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。

円貨建て債券の発行者又は円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

<発行者等の信用状況の変化に関するリスク>

- ・ 円貨建て債券の発行者又は円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、円貨建て債券の市場価格が変動することによって売却損が生じるおそれがあります。
- ・ 円貨建て債券の発行者又は円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いの停滞もしくは支払不能の発生又は特約による額面の切下げや株式への転換等が生じた場合、投資額の全部又は一部を失ったり、償還金に代えて予め定められた株式と調整金又はいずれか一方で償還されることがあります。償還金に代えて予め定められた株式と調整金又はいずれか一方で償還された場合、当該株式を換金した金額と調整金の合計額が額面又は投資額を下回るおそれがあります。
また、額面の一部が切り下げられた場合には、その後の利子の支払いは切り下げられた額面に基づき行われることとなります。したがって、当初予定していた利子の支払いを受けられない場合があります。
- ・ 金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合等には、本債券の発行者又は本債券の償還金及び利子の支払いを保証している者等の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って額面の切下げや株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は本債券の発行者又は本債券の償還金及び利子の支払いを保証している者等の本拠所在地国

により異なり、また今後変更される可能性があります。

- ・ 高速道路会社(注)が発行する債券（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）は、発行者が道路資産を建設し完成後に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」）に帰属させる際に、建設に要した費用分を機構が併せて引受けて主たる債務者となり、発行者と連帯して弁済の責を負わなければならない重畳的債務引受条項が付与されています。このため、債務引受けが適時に行われない場合には、当該債券の元本の償還及び利子の支払いが重要な影響を受ける可能性があります。

(注)東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社をいいます。

- ・ 主要な格付会社により「投機的要素が強い」とされる格付が付与されている債券については、当該発行者等の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度が上位の格付けを付与されたものと比べより高いと言えます。

＜償還金及び利子の支払いが他の債務に劣後するリスク＞

- ・ 弁済順位が他の債務に劣後する特約が付与されている債券については、劣後事由が発生した場合には、弁済順位が上位と位置付けられる債務が全額弁済された後に償還金及び利子の支払いが行われることとなります。劣後事由とは破産宣告、会社更生法に基づいた会社更生手続きの開始、民事再生法に基づく民事再生手続きの開始、外国において上記に準ずる手続きが取られた場合となります。

その他のリスク

＜適用利率が変動するリスク＞

- ・ 円貨建て債券の利子の適用利率が変動利率である場合、各利率基準日に指標金利を用いた一定の算式に従って決定されます。このため利子の適用利率は、各利率基準日の指標金利により変動し、著しく低い利率となるおそれがあります。

＜金融指標が算出されない等のリスク＞

- ・ 適用利率等が金融指標を参照して決定される円貨建て債券において、将来参照される金融指標の算出がなされなくなる等の場合、参照する金融指標又は当該金融指標に基づく適用利率等の決定方法が変更される可能性があります。その場合、当初予定していた経済効果が得られないおそれがあります。
- ・ 後継金利への移行方法が未定の債券については（いわゆるフォールバック条項が未導入）、今後、適用法制及び契約書に基づいて、発行者が定める手続き（社債権者集会や決済機関を通じた通知等）に従い後継金利に関する合意形成が図られ、後継金利が決定されます。決定された後継金利により、当初想定していた経済効果が得られないおそれがあります。

＜流動性に関するリスク＞

- ・ 円貨建て債券は、市場環境の変化により円貨建て債券の流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない、あるいは購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。

企業内容等の開示について

- ・ 円貨建ての外国債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

円貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 円貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6（書面による金融商品取引契約の解除条項）の規定の適用はありません。

無登録格付に関する説明書について

- ・ 当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

円貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における円貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・円貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・円貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

円貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する円貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- ・円貨建て債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・円貨建て債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・円貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・割引債（割引の方法により発行された公社債、分離元本公社債、分離利子公社債及び発行価額が額面金額の90%以下である利付公社債をいう）の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する円貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・円貨建て債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債（割引の方法により発行された公社債、分離元本公社債、分離利子公社債及び発行価額が額面金額の90%以下である利付公社債をいう）の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・国外で発行される円貨建て債券（一部を除く。）の利子に外国源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・短期社債等（短期社債、短期外債、短期投資法人債、信用金庫法に規定する短期債、短期農林債など）は法人にのみ譲渡ができます。
- ・振替債（我が国の振替制度に基づいて管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である円貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の3営業日前から前営業日までの3日間を受渡日とするお取引は原則できません。なお、国外で発行される円貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において円貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・国内で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意いただいた日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただけます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ（<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>）に掲載されている外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者又は外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・ 外貨建て債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。
- ・ 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金利、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

＜市場価格が変動するリスク＞

- ・ 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。利子の適用利率が固定利率の場合、金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがあります。利子の適用利率が変動利率の場合には、利子が変わるという特性から、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- ・ 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。

＜為替相場に関するリスク＞

- ・ 外貨建て債券の円換算した価値は、為替相場が変動することにより、円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- ・ 外貨建て債券の売買や償還金及び利子の決済に際して、日本円等の建て通貨以外の通貨での決済が予め取り決められている場合、売却時あるいは償還時等の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- ・ 通貨の規制が設けられている場合は、償還金及び利子のその他通貨への交換や送金ができないことがあります。

外貨建て債券の発行者又は外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

＜発行者等の信用状況の変化に関するリスク＞

- ・ 外貨建て債券の発行者又は外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、外貨建て債券の市場価格が変動することによって売却損が生じるおそれがあります。
- ・ 外貨建て債券の発行者又は外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いの停滞もしくは支払不能の発生又は特約による額面の切下げや株式への転換等が生じた場合、投資額の全部又は一部を失ったり、償還金に代えて予め定められた株式と調整金又はいずれか一方で償還されることがあります。償還金に代えて予め定められた株式と調整金又はいずれか一方で償還された場合、当該株式を換金した金額と調整金の合計額が額面又は投資額を下回

るおそれがあります。

また、額面の一部が切り下げられた場合には、その後の利子の支払いは切り下げられた額面に基づき行われることとなります。したがって、当初予定していた利子の支払いを受けられない場合があります。

- ・金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合等には、本債券の発行者又は本債券の償還金及び利子の支払いを保証している者等の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って額面の切下げや株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は本債券の発行者又は本債券の償還金及び利子の支払いを保証している者等の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- ・主要な格付会社により「投機的要素が強い」とされる格付が付与されている債券については、当該発行者等の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度が上位の格付けを付与されたものと比べより高いと言えます。

＜償還金及び利子の支払いが他の債務に劣後するリスク＞

- ・弁済順位が他の債務に劣後する特約が付されている債券については、劣後事由が発生した場合には、弁済順位が上位と位置付けられる債務が全額弁済された後に償還金及び利子の支払いが行われることとなります。劣後事由とは破産宣告、会社更生法に基づいた会社更生手続きの開始、民事再生法に基づく民事再生手続きの開始、外国において上記に準ずる手続きが取られた場合となります。

その他のリスク

＜適用利率が変動するリスク＞

- ・外貨建て債券の利子の適用利率が変動利率である場合、各利率基準日に指標金利を用いた一定の算式に従って決定されます。このため利子の適用利率は、各利率基準日の指標金利により変動し、著しく低い利率となるおそれがあります。

＜金融指標が算出されない等のリスク＞

- ・適用利率等が金融指標を参照して決定される外貨建て債券において、将来参照される金融指標の算出がなされなくなる等の場合、参照する金融指標又は当該金融指標に基づく適用利率等の決定方法が変更される可能性があります。その場合、当初予定していた経済効果が得られないおそれがあります。
- ・後継金利への移行方法が未定の債券については（いわゆるフォールバック条項が未導入）、今後、適用法制及び契約書に基づいて、発行者が定める手続き（社債権者集会や決済機関を通じた通知等）に従い後継金利に関する合意形成が図られ、後継金利が決定されます。決定された後継金利により、当初想定していた経済効果が得られないおそれがあります。

＜流動性に関するリスク＞

- ・新興国通貨は、米国市場若しくは欧州市場など特定の市場が取引の中心となっています。そのため、当社における新興国通貨建て債券の取引については、新興国以外の通貨建て債券に比べて流動性は低くなっています。
- ・外貨建て債券は、市場環境の変化により外貨建て債券の流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない、あるいは購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。

企業内容等の開示について

- ・外貨建て債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6（書面による金融商品取引契約の解除条項）の規定の適用はありません。

無登録格付に関する説明書について

- ・当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- ・外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・割引債（割引の方法により発行された公社債、分離元本公社債、分離利子公社債及び発行価額が額面金額の90%以下である利付公社債をいう）の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債（割引の方法により発行された公社債、分離元本公社債、分離利子公社債及び発行価額が額面金額の90%以下である利付公社債をいう）の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に外国源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・振替債（我が国の振替制度に基づいて管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の3営業日前から前営業日までの3日間を受渡日とするお取引は原則できません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意いただいた日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ（<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>）に掲載されている外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、有価証券の売買等に必要な金銭・有価証券の預託及び振替を行っていただく上での留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預りし、法令に従って当社の財産と分別して管理いたします。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

◎口座管理料について

- ・株式、出資証券及び優先出資証券を当社の口座でお預りする場合には下記の口座管理料を頂戴いたします。
- ・上記のほか、外国証券（外国投資信託を除きます）及び株式累積投資に係る取引により取得した株式等を当社の口座でお預りする場合には下記の口座管理料を頂戴いたします。
- ・「eメンバー」のお申込等により無料となる場合があります。
- ・上記以外の有価証券や金銭のお預りについては、料金を頂戴しません。

＜税込＞

	料金（年間）	【割引サービス】 3年分一括前払い
国内株式、出資証券 及び優先出資証券（※1）	1,650円（※3）	3,960円（※4）
外国証券（※1、2）	3,300円	7,920円
株式累積投資	3,300円	—

※1：法人のお客様は、国内株式、出資証券、優先出資証券及び外国証券の口座管理料は頂戴しません。

※2：個人のお客様は、ユーロ円建て債券のお預りにつきましては、口座管理料は頂戴しません。

※3：既に口座をお持ちの個人のお客様で、証券総合サービスにお申込みいただいていない場合、3,300円（税込）となります。

※4：既に口座をお持ちの個人のお客様で、証券総合サービスにお申込みいただいていない場合、7,920円（税込）となります。

◎預替手続料について

- ・ 当社以外の証券会社等への有価証券の預け替えにおきましては、1回の預け替えにつき、1銘柄あたり3,300円（税込）の預替手続料を頂戴いたします。
- ・ 当社が代理人（復代理人）とならない公開買付けに応募するため代理人（復代理人）である当社以外の証券会社等へ預け替えを行う場合等、預替手続料を頂戴しないことがあります。
- ・ 法人のお客様は、預替手続料は頂戴しません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6（書面による金融商品取引契約の解除条項）の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預りし、法令に従って当社の固有財産と分別して管理いたします。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株式、出資証券、優先出資証券、外国証券（外国投資信託を除きます）をお預りする場合は、口座管理料が必要となります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、お取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の総合取引約款又は保護預り・振替決済口座管理約款、外国証券取引口座約款等に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- ▶ お客様から解約の申し出があった場合
- ▶ この契約の対象となる口座残高が無い状態で相当の期間を経過した場合

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

■登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

■格付業者について

<スタンダード&プアーズ>

○格付会社グループの呼称等について

- ・格付会社グループの呼称：
S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」と称します。）
- ・グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ
(<http://www.spglobal.co.jp/ratings>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」
(<http://www.spglobal.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&Pは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&Pは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

※この情報は、2021年8月5日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

<ムーディーズ>

○格付会社グループの呼称等について

- ・格付会社グループの呼称：
ムーディーズ・レーティングス（以下「ムーディーズ」と称します。）
- ・グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：
ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト (<https://ratings.moody's.com/japan/ratings-news>) の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

※この情報は、2024年6月25日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

<フィッチ>

○格付会社グループの呼称等について

- ・格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）
- ・グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<https://www.fitchratings.com/ja>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

※この情報は、2020年6月19日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

当社の概要・連絡先

商 号 等	大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号
本 社 所 在 地	〒100-6752 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（略称：FINMAC） 当社との間における金融商品取引業に係る苦情・紛争の解決のため、上記FINMAC（連絡先：0120-64-5005）を利用いただけます。
資 本 金	1,000億円
主 な 事 業	金融商品取引業
営 業 開 始 日	平成11年4月26日
連 絡 先	大和証券コンタクトセンター（0120-010101）又はお取扱窓口までお問合せください。なお、登録金融機関の金融商品仲介業務を通じて口座開設されたお客様は、証券仲介コールセンター（0120-050505）までお問合せください。 また、お客様相談センター（03-5555-2222）では、お客様のご意見や苦情を受け付けておりますが、ご注文や株価・残高照会、商品の詳しいご説明、資産運用のご相談は受け付けできませんのでご了承ください。

大和証券

Daiwa Securities